

第233回理事会報告

本日、7月6日(木)午前10時30分より、霞が関東京會館において当協会の理事会を開催し、下記事項について審議の結果、以下のとおり決定いたしました。

1. 入会について

昭栄株式会社(東京都千代田区 渡辺 憲二取締役代表執行役社長)について、当協会への入会(7月1日付け)を承認いたしました。

2. 役員の交代について

当協会の理事3名が交代いたしました。

- ・ 新任 田代 正明 氏(株)大京 取締役社長)
退任 山崎 治平 氏(株)大京 前・取締役会長)
- ・ 新任 佐藤 博之 氏(ダイビル(株) 取締役社長)
退任 広瀬 忠邦 氏(ダイビル(株) 前・取締役社長)
- ・ 新任 金原 策太郎 氏(平和不動産(株) 取締役社長)
退任 井阪 健一 氏(平和不動産(株) 前・取締役社長)

3. 平成19年度税制改正に関する要望について

来年度税制改正について、税制委員会等においてとりまとめた要望案を審議、承認するとともに、要望書を国土交通省等関係方面に提出することを決定いたしました。

要望内容は、内需主導型の持続的な経済成長に向け、都市や地域の再生を積極的に推進するため、国際競争力のある魅力的な都市の再構築や土地の有効利用の一層の推進、また、安全で良質な住宅の取得および円滑な住み替えを引き続き支援していく必要との基本認識にたち、要望事項をとりまとめました。

(1) 都市・地域再生推進のための税制

長期所有土地等から土地・建物等への事業用資産の買換え特例の延長等
都市・地域再生事業に係る特例の延長
投資法人及びSPCが不動産を取得した場合の不動産取得税の特例延長
民間都市開発事業等に係る各種税制上の特例措置の延長

(2) 良質な住宅取得及び円滑な住み換え支援のための税制

個人住民税への税源移譲に伴う平成19年以降入居者の住宅ローン減税の効果の確保
居住用財産の売却・買換えに伴う譲渡損失繰越控除制度の延長
特定の居住用財産の買換え特例の延長
住宅に係る登録免許税の軽減税率および不動産売買契約書等の印紙税の軽減特例の延長
特定住宅地造成事業等に係る1,500万円特別控除制度の延長
新築未使用住宅を信託した場合の不動産取得税の課税標準特例の適用

4 . 平成19年度住宅金融公庫(独立行政法人 住宅金融支援機構)の融資制度に関する要望について

住宅金融公庫融資制度について、住宅政策委員会等においてとりまとめた要望案を審議、承認するとともに、要望書を国土交通省、住宅金融公庫等関係方面に提出することを決定いたしました。

要望内容は、住宅需要者に利用しやすい長期・固定・低利の住宅ローンが大量かつ安定的に供給される金融システムの確立が不可欠であるとの基本認識にたち、住宅金融公庫が行うフラット35の制度改善、直接融資の継続について要望事項をとりまとめました。

(1) フラット35について

適用金利の確定日を資金実行時から申込時とすること
抵当権設定期限を実行月の翌月末まで延長すること
保留地や保留床、定期借地権の保証金について融資対象とすること
優良住宅取得支援制度について、適用要件の緩和と通年受付とすること
新たに設立される独立行政法人住宅金融支援機構においても、抵当権設定登記に係る登録免許税の取扱いは非課税とすること

(2) 直接融資について

都市居住再生購入融資は新たに設立される独立行政法人住宅金融支援機構においても継続して実施すること
保留地、保留床がフラット35で融資対象とならない場合、これらに対して引き続き直接融資を実施すること

以上